

海洋状況把握（MDA）に関するプロジェクトチーム （PT）報告書

目次

1. 本 PT の目的・趣旨	1
2. 主な検討テーマ	2
(1) 我が国周辺海域における取組	3
(2) 船舶動静情報の収集・集約・共有に関する最新の取組・将来構想と課題	4
(3) 我が国の重要なシーレーンにおける取組	4
3. 提言	5
(1) 船舶動静情報を集約・共有するプラットフォームの構築	5
(2) 外国の MDA 関連機関との連絡調整を担う機能の整備	6
(3) 情報の収集・集約・共有を強化するための各種関連施策の推進	7
4. 結び	8
参考資料 1 : 海洋状況把握 (MDA) に関する PT 構成員	9
参考資料 2 : 海洋状況把握 (MDA) に関する PT 開催実績	10

1. 本 PT の目的・趣旨

厳しさを増す海洋をめぐる安全保障環境及び海洋政策課題の複雑化・広域化を背景として、第3期海洋基本計画(平成30年5月閣議決定)には海洋状況把握(以下「MDA」という。)が初めて明記され¹、その能力強化について「情報収集体制」、「情報の集約・共有体制」及び「国際連携・国際協力」という3つの観点から重点的に取り組むこととされた。

我が国のMDAは「海洋の安全保障、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な収集・集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握すること」と定義され、広範な分野、対象を包含するものである。総合海洋政策本部参与会議はこうした広範なMDAの能力強化に関して漸次議論を進めており、平成30年度は国境離島の保全に焦点を当てた「MDAの取組を活用した国境離島の状況把握等に関するプロジェクトチーム」として議論を行った。

ところで、「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」(平成30年5月総合海洋政策本部決定)では、我が国のMDAが対象とする情報²の一つに「船舶に関する情報」を挙げ(3頁)、海洋における脅威・リスク等の早期察知に資する情報収集体制に関連して「すべての船舶の動静が把握されている状況ではない」(5頁)こと、「我が国の領海等における安全保障上の脅威・リスクが年々増大している現状」に鑑みて「政府全体として情報の集約・共有を一層進める必要」(6頁)がある、としている。一方、「財政上の制約等の問題から、艦艇、巡視船艇、調査船、航空機、衛星等の早急かつ大幅な増強や目標を探知する装置の能力向上等には限界がある」(4頁)とも記している。

近年、我が国管轄海域及び我が国の長大なシーレーンにおいて、海洋の安全保障に係る様々な問題が生起している。多数の島嶼を領有する我が国にとり、我が国管轄海域の主権及び主権的権利並びに海洋権益を守ることの重要性は言うまでもない。我が国は以前より尖閣諸島周辺の我が国の領海への外国公船等の侵入をはじめとする様々な事案に対応してきたが、最近1年間においても、大和堆周辺の我が国の排他的経済水域における、違法操業等に従事する多数の北朝鮮漁船及び中国漁船への対応が重大な問題となっている。膨大な数の漁船に対し、海上保安庁巡視船艇及び水産庁漁業取締船など、現場に振り向けられるアセットの数は限られている。法執行・漁業資源管理などの任務を限られたアセットで的確に遂行するためには、我が国政府機関が一体となり、より効率的に情報集約・共有のメカニズムを確立する必要がある。

また、我が国の重要なシーレーンにおいては、国際テロ、海賊及び海上武装強盗並

¹ Maritime Domain Awareness の略。

² 我が国のMDAが対象とする情報とその具体例として、海洋環境情報：水温、海流等の自然科学的データ等 船舶に関する情報：船籍、船種、船舶動静の情報等 海洋インフラに関する情報：港湾、海上構造物の情報等 基盤情報：海底地形、領海の限界線の情報等、が掲げられている。

びに地域紛争等の脅威・リスクが存在していたが、加えて昨年以来の中東地域における緊張の高まりを踏まえ、当該海域における日本関係船舶の航行安全を確保するため、閣議決定に基づき令和2年1月以降、自衛隊艦艇・航空機が日本関係船舶の航行の安全に資する情報収集活動にあたっている³。我が国の重要なシーレーンにおいて海上交通の安全を確保するためには、政府内部に留まらず、関係国際機関及び周辺国に設置されたMDAに関するオペレーションを実施する機関、日本関係船舶を所有・運航する海運会社・船主協会等との連携を強化し、日本関係船舶の動静情報及び周辺海域における関連情報を収集・分析し、それらを民間に適時適切に情報提供することが必要である。

これらの事案対処等に際し、必要とされる様々な情報のうち、最も重要性が高く、かつ多くの場合において高いリアルタイム性を要求されるなどの点から、位置情報をはじめとする船舶の動静に関連する情報（以下「船舶動静情報」という。）の収集・集約・共有がオペレーション遂行の鍵となる。

このような状況認識のもと、今年度の参与会議 PT では我が国がMDAの対象として取り扱う幅広い情報のうち、海洋の安全保障に係る情報、特に海洋における脅威・リスクの早期察知に資する、船舶動静情報の収集・集約・共有について議論することとした。そして、本PTの目的は、我が国の政府内及び官民間の情報の収集・集約・共有、国際連携・国際協力に向けた体制、並びにそこで取り扱う情報について、現状で何ができているのか、今後何を補う必要があるのか、という視点に基づいて適切なあり方を検討し、海洋の安全保障に資することにある。

なお、本PTで扱う船舶動静情報には、船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）などから得られる船舶の位置、進路、速力等の情報のほか、実施官庁が船艇・航空機等により探知した情報、官民の衛星から得られる画像情報なども含まれる。

2. 主な検討テーマ

前記した目的を達するため、本PTは計5回にわたって開催された。その検討内容に関する概要は以下のとおりである。

我が国周辺海域においては、総合的な海洋の安全保障（防衛・法執行（領海警備、海賊対策・密輸／密入国などへの対応）、海上交通安全、自然災害対策、水産資源管理、海洋環境保全など）に幅広く寄与する海洋情報は、実施官庁の保有するアセット（艦艇、巡視船艇、調査船、航空機、衛星等）による情報収集に加え、一部では各種アセットにより入手した情報を活用した船舶動静解析ツールをすでに運用するなど、各々の目的に沿って情報収集・分析を行っている。また、収集された情報の関係府省庁間における共有はすでにいくつか実現しているが、今後補完・強化すべき点も多い。こ

³「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について（令和元年12月27日国家安全保障会議決定・閣議決定）」

うした多岐にわたる検討事項について、ここでは下記のとおり三つに整理した。

(1) 我が国周辺海域における取組

本PTでは船舶動静情報の収集・集約・共有の現状について、防衛省、海上保安庁、水産庁といった実施官庁及び内閣官房（国家安全保障局、事態対処・危機管理担当（事態室））から説明を受けた。防衛省は平素から衛星、艦艇、航空機及び陸上の装備などにより我が国周辺海域における他国艦船・航空機の活動や北朝鮮船舶の瀬取りなど、防衛上の所要に応じ常時警戒監視を行っている。海上保安庁は領海警備、IUU（違法・無報告・無許可）漁業対策、国連制裁船舶等の監視、密輸対策などの水際対策ほか、多様な任務において船舶動静情報を収集しており、衛星、船艇、航空機及び陸上設備を用いて我が国管轄海域を監視している。水産庁は大和堆・九州／山陰・尖閣諸島周辺など様々な海域において漁業取締船及び航空機によって漁業取締活動に従事している。

このように実施官庁は我が国周辺海域においてそれぞれの任務に応じて活動を実施し、船舶動静情報を収集しているが、昨今の情勢により、多くの海域あるいは任務において、これまで以上に関係府省庁が連携・協力する必要性が生じてきた。防衛省・自衛隊と海上保安庁との間にはすでに情報共有システムが存在し、船舶動静情報などについてのリアルタイム性のある情報共有が構築され実現している。また、海上保安庁と水産庁の間では、大和堆における違法操業に従事する外国漁船への対応など、特定の海域及び任務において、船舶動静情報について一定程度の情報共有を行っている。さらに、事案が発生した際には、こうした情報は必要に応じ事態室に集約され、緊急時の対応に用いられている。

一方、各実施官庁が収集した情報に関しては、広く関係府省庁間でリアルタイム性を伴う船舶動静情報などを共有するプラットフォームによって共有されているわけではない。また、関係府省庁間で情報を交換するための保全措置に関する省庁横断的なルールについても十分に検討されておらず、これらの調整を一元的に行う機能が確立していない。

なお、多くの関係府省庁間で幅広い情報の共有を図るためのシステムとして、政府部内用の「海洋状況表示システム」（以下「海しる」という。）がMDAの取組の一環として整備されている。「海しる」は現時点では公開情報の表示・閲覧を主としており、船舶動静情報を共有する機能は限定されている。今後「海しる」の機能は順次拡張・強化が行われる計画であり、後述する官民連携や国際連携なども含め幅広いユーティリティが期待できるものの、インターネット環境下におけるシステムであるため、高い秘匿度を有する情報を扱うことは適当ではない。

今後、我が国周辺海域において発生している事象に迅速かつ的確に対応するためには、既存の各種情報共有基盤を発展させつつ、関係府省庁に加え、民間も含めた多くの関係機関等によって収集された情報を海洋の安全保障に資するため多角的に利用

することを念頭に、どのような仕組みを構築することが適切なのか、諸外国の事例を踏まえつつ検討を行った。

（２）船舶動静情報の収集・集約・共有に関する最新の取組・将来構想と課題

防衛省及び海上保安庁からは将来構想も含めた最新の取組について説明を受けた。防衛省からは、見通し外（OTH）レーダー、人工知能（AI）を活用した船舶識別について説明があった。海上保安庁からは衛星等による AIS 情報、光学画像、合成開口レーダー（SAR）画像などを AI によって解析し、密輸・密航・密漁等の取締りや流出油対策など、法執行を効率的に実施する取組がすでに始まっていることについて説明があった。

しかしながら、こうした各実施官庁による船舶動静情報の収集・分析能力が強化されつつある状況ではあっても、我が国の広大な管轄海域には小型漁船、プレジャーボートまでを含めると膨大な数の船舶が常時存在しており、個別の実施官庁のみの取組では、必要な状況を十分に把握することは容易ではない。特に小型船舶の場合、それらの多くは AIS や VMS（船舶位置監視システム）を搭載していないか所要の信号を発信していないために、また、光学画像や SAR 画像についても解像度等の衛星の特性に起因した制約があるため、現状ではリアルタイム若しくはこれに近い正確性を持って把握することは不可能に近い。したがって、外国漁船等による違法操業や漂流、密輸・密航などの犯罪行為が漏れなく把握されているとはいえない状況である。また、大規模地震や津波といった天災、あるいは弾道ミサイルの我が国管轄海域内での着弾といった緊急事態が発生した場合には、事態に係る海域にどれほどの日本関係船舶が存在するのか、それらに被害が生じたのか否か、といった情報が必要となるが、日本関係船舶の動静は平素から常続的に把握できておらず、迅速な事態対処・危機管理のために最善の体制をとれているとはいえない。

これらの課題に対処するため、今後（１）で言及した情報共有のプラットフォームの構築に加え、AIS、VMS の普及を図ることはもちろん、各実施官庁がアセットから入手した情報を関係府省庁間で共有する方策について検討を行った。

（３）我が国の重要なシーレーンにおける取組

MDA に関する国際的な情報共有の現状については、内閣官房（国家安全保障局）及び海上保安庁から説明を受けるとともに、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）における情報共有の仕組みについて、また、情報共有を促進するための民間への積極的なアウトリーチや当局者間の信頼醸成の重要性について、ReCAAP 情報共有センター元事務局長遠藤善久氏から説明を受けた。

同盟国・友好国における船舶動静情報の集約・共有の担い手は、船舶動静情報等の

集約・共有を行うオペレーショナルな機関⁴、軍・法執行機関のいずれか、又は軍・法執行機関に加え税関等の実施官庁も含む統合機関など、様々である。上記（１）に示したとおり、現状では我が国政府内において船舶動静情報などの集約・共有に関し連絡調整を一元的に行う窓口的な機能が確立していない。同様に、同盟国及び多くの友好国からの船舶動静情報等の共有をはじめとする国際連携・国際協力の要望に対し、一元的に対応する窓口的な機能は我が国の政府内に確立していない。これらの状況を踏まえ、日本関係船舶に対する脅威・リスクを早期に察知し、同盟国・友好国とのより一層の連携・協力を推進するための方策について検討を行った。

加えて、我が国の重要なシーレーンの安全確保のためには、政府内の協力のみでは不十分であり、関係業界との情報共有もまた重要である。このような民間から提供される情報には、政府側の活動に資する重要なものが多く含まれる。例えば、従来からソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動などを通じ関係府省庁のみならず民間も含めた体制が構築されてきたが、昨今の中東情勢はこうした政府・民間が一体となった協力体制の必要性は海賊対処だけにとどまらないことを示している。

このため、平素から関係業界との協力関係を構築し、必要な情報を双方向的に共有することが大切であり、今後の官民にわたる連携・協力のメカニズムの確立の必要性についても検討を行った。

3. 提言

前項に示した種々の検討を踏まえ、次のとおり本 PT における提言を示す。我が国周辺海域における違法漁業等及び我が国の重要なシーレーンにおける国際テロ、海賊・海上武装強盗等の脅威・リスクの早期察知のため、本 PT の議論を通じ導き出された下記の提言は海洋の安全保障に係る重要な方策である。

（１）船舶動静情報を集約・共有するプラットフォームの構築

我が国の広大な管轄海域にある船舶動静情報を把握するニーズは実施官庁を中心に複数の関係府省庁において存在する。また、世界中に広がるシーレーンに散在する

⁴ 各国における、船舶動静情報の集約・共有を行う機関には次のようなものがある。（順不同）
米 NMIO（National Maritime Intelligence-Integration Office）

NMIO は事務局業務を主として行い、船舶動静情報の収集・集約は、ニミッツ作戦情報センター、沿岸警備隊情報調整センター（ICC）において実施

英 NMIC（National Maritime Information Centre）

仏 COFGC（Coast Guard Function Operational Center）、

MICA（Maritime Information Cooperation and Awareness）センター

星 IFC（Information Fusion Centre）

印 IFC-IOR（Information Fusion Centre-Indian Ocean Region）

必要な船舶動静情報を平素より把握しておくことは、我が国の海洋の安全保障の観点から大変重要である。

一方で我が国の管轄海域であれ、シーレーンであれ、実施官庁の個別の取組でこれらを十分に把握することは不可能である。足らざるを補いつつ、できるだけリアルタイム性をもって船舶動静情報を収集・集約・共有するために「実施官庁を中心とする、ニーズのある関係府省庁が必要な時に、必要な情報にアクセスすることができる」環境を整備することで、情報収集・集約・共有という一連の流れをできるだけ効率化し、オペレーションの合理化につなげることが、我が国の安全保障に資することとなる。このように、（事案発生以降に情報共有体制を構築するのではなく、）事案までに至らないような情報や予兆のような情報なども平素から常続的に共有・確認できる体制を構築することは、我が国の広大な管轄海域及び重要なシーレーンの安全確保の強化につながるものである。これに伴い、情報を交換するための保全措置に関するルールを調整・設定することも必要である。

このため、内閣官房（国家安全保障局）と内閣府（総合海洋政策推進事務局）が各実施官庁と連携し、効果的な調整の仕組みの構築並びに、船舶動静情報をはじめとする海洋の安全保障に係る情報について、リアルタイム性を伴って集約する「情報共有のプラットフォーム」の構築に向けた検討を開始する必要がある。この「情報共有のプラットフォーム」が担うべき最大の機能は、情報の集約・共有と、これに必要なルールの策定に関する調整能力である。これは各実施官庁の保有するアセットの運用などを指揮・統制するものではなく、それぞれの任務に沿って収集された情報を、より効率的かつ省庁横断的に集約・共有することにある。その上で、状況に応じ、船舶動静情報などを一元的に集約する仕組みと機能、必要な情報システムなどのあり方を検討する必要がある。

なお、「情報共有のプラットフォーム」が具体的にどのような形をとるのか、という点について、統合的な情報通信システム及びネットワークを新規に構築することを必ずしも意味するわけではない。これは予算上の制約だけでなく、秘匿度の異なる種々の情報を単一のシステムに集約することで、むしろ各実施官庁の任務遂行に支障やリスクをもたらす可能性を高めることとなり、保全上の観点から適切ではないことによる。この際、「海しる」や各実施官庁の有する既存のシステムのうち、リアルタイム性などの観点から見て改善が必要な点については今後発展させることを視野に入れて検討を進めることが適当である。

（２）外国の MDA 関連機関との連絡調整を担う機能の整備

各国の MDA 関連機関は、海軍により運営される場合、法執行機関が主体的に任務を担う場合、これらの統合機関である場合など、それぞれの国情に合わせて様々な体制で運用されている。こうした多様な相手機関に対し、従来は軍関連機関が主体の場合は防衛省・海上自衛隊が、法執行機関等が主体である場合は海上保安庁が、個別に対

応しているが、他省庁が保有している情報を外国機関へ提供する場合などはその都度関係府省庁間で調整を実施してきた。

しかし、今後 MDA に関する国際連携・国際協力のニーズは継続的に増加するものと考えられ、個別案件毎に対応することは非効率であり、また我が国政府として戦略的見地に基づいた対応が必要である。この点については内閣官房（国家安全保障局）と内閣府（総合海洋政策推進事務局）が実施官庁と連携し、できるだけ早期に対策を講じる必要がある。その際、この国際連携・国際協力の連絡調整等を担う窓口の機能については、戦略的見地から上記（1）で示した国内で必要とされる「情報共有のプラットフォーム」や関係省庁間で情報を交換するための保全措置に関する省庁横断的なルール調整・設定といった機能との関係についても併せて総合的に議論する必要がある。

こうした船舶動静情報に関する国際連携・国際協力は、気候変動などグローバルな課題などにおける一般的な国際協力関係とは異なり、同盟国・友好国、あるいは地域の課題について共通認識を有する国家との関係において、我が国の海洋の安全保障の観点から戦略的に構築するものであることに留意する必要がある。

（3）情報の収集・集約・共有を強化するための各種関連施策の推進

MDA における船舶動静情報の集約・共有をより一層強化するためには、上記に加え、以下に示す点についても着実に具体化もしくは検討を進めるべきである。

- ア 海上保安庁は「海しる」に必要な保全措置を施したうえで、民間及び同盟国、友好国と必要な情報を円滑に交換できる機能を実装すること。
- イ 関係府省庁はそれぞれが主管する AIS、VMS といった船舶動静情報を把握することに寄与する各種システムの普及を引き続き進めるとともに、これらのシステムの目的を踏まえ搭載範囲の拡大に向けた検討を開始すること。
- ウ 政府が有するアセットが収集した一次情報について、可能な限り実施官庁間で一体的に、かつ保全措置を施した上で共有できる仕組みを検討すること。例えば、海上保安庁で導入が検討されている大型無人機について、これを海上保安庁が単独で収集した情報を事後に分析・整理したのちに他省庁に配布するよりも、こうしたアセットが収集した一次情報を共通する情報共有のプラットフォームにおいて関係者が同時に、かつリアルタイムに共有、分析する体制が効率的かつ効果的である。
- エ 関係府省庁は民間とともに、我が国の重要なシーレーンにおいて必要な船舶動静情報などの共有について、官民が相互に連携するメカニズムを今後更に発展させること。

4. 結び

我が国管轄海域及び重要なシーレーンにおける、海洋の安全保障に資する MDA の能力強化、とりわけ船舶動静情報に関する我が国政府内の情報共有のプラットフォーム、官民間の協力体制並びに国際連携・国際協力は、厳しさを増す安全保障環境に対応するために大変重要である。効率的な情報集約・共有及び適時の情報分析が可能であることにより、初めて様々な事態において適切に対処できる危機管理体制を構築することができる。さらに我が国が有用な情報を提供し得るからこそ、翻って同盟国・友好国から有用な情報提供を受けることが可能となり、結果として国際連携・国際協力は強固なものとなり得る。

本 PT では船舶動静情報の集約・共有を主眼に置き、議論を進めてきた。冒頭で述べたとおり、我が国の MDA は広範な概念であり、MDA に関する課題が本 PT で網羅的に議論されたわけではない。また総合的な海洋の安全保障に寄与する MDA に着目しても、船舶動静情報だけでなく海底地形、海底資源、あるいは水産資源及び海洋環境に関する情報など多岐にわたる情報が関係しており、今後、これらについても、様々な情勢を踏まえつつ継続的に議論を深めていく必要がある。

さらに付言するならば、本 PT は主として洋上におけるオペレーションを自ら実施し、船舶動静情報をもとにした事態対処、及び MDA に関する国際連携・国際協力に直接関わる関係府省庁を中心に議論を進めてきた。一方で総合的な海洋の安全保障に寄与する関係機関は上記にとどまらない。密輸、密漁をはじめとする海洋における様々なリスクに関連する情報は、警察、出入国在留管理庁、税関といった幅広い政府機関の任務遂行にも寄与するものであり、今後こうした政府機関をも含めた包括的な MDA に関する議論の発展が期待される。

これまで述べたように、海洋の安全保障に資する MDA の能力強化には、関係府省庁・部局との調整と情報集約・共有のためのルール作りが必要である。また、政府と民間の団体・企業等との情報収集・集約・共有に関する取組も徐々に進んでいる。今後これらの具現には様々な障壁があるかもしれないが、本 PT で提言した内容はいずれも我が国の海洋の安全保障を確保するため、必要不可欠であることは言を俟たない。関係府省庁の協力により、提言内容が着実に推進されることを要望する。

海洋状況把握（MDA）に関する PT 構成員

主査：杉本 正彦

参与：兼原 敦子、佐藤 慎司、高島 正之、前田 裕子、水本 伸子

外部有識者：

池田 徳宏 富士通株式会社特機システム事業本部シニアアドバイザー
(元海上自衛隊呉地方総監)

中島 敏 一般財団法人海上災害防止センター 理事長
(元海上保安庁長官)

関係府省庁：

内閣官房（国家安全保障局、事態対処・危機管理担当）、内閣府（総合海洋政策推進事務局）、外務省、海上保安庁、防衛省、水産庁、その他 MDA 関係府省庁

海洋状況把握（MDA）に関する PT 開催実績

開催実績	テーマ
第 1 回 PT (令和元年 11 月 11 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国周辺海域における取組の現状
第 2 回 PT (令和元年 12 月 9 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回 PT のレビュー及び補足質疑 ・ 我が国における取組の現状 ・ 将来の方向性
第 3 回 PT (令和 2 年 1 月 21 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回 PT のレビュー及び補足質疑 ・ 将来の方向性 ・ MDA に関する国際協力・国際連携
第 4 回 PT (令和 2 年 2 月 21 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回 PT のレビュー及び補足質疑 ・ 追加発表、質疑 ・ 意見書素案に関する審議
第 5 回 PT (令和 2 年 3 月 13 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見書案に関する審議